

## 第 1 1 号議案

### 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

#### (提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正等に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る事務手数料等について規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第3まで」を「別表第4まで」に、「別表第2に」を「別表第2から別表第4までに」に、「同表に定める徴収時期に、別表第3に掲げる事項については同表」を「これらの表」に、「別表第1当該各項、別表第2当該各項及び別表第3当該各項」を「別表第1から別表第4までの当該各項」に改める。

別表第2の84の7の項及び84の8の項を削る。

別表第3の3の項及び4の項を次のように改める。

3 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 35条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー消費性 能向上計 画の認定 の申請に 対する審 査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		認定申 請のと き			
	認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)					
	(1) 申請	ア 一戸建て住宅		5,100円		
	に併せ て建築 物のエ ネルギ ー消費 性能の 向上に 関する 法律第 35条 第1項 各号に 掲げる	イ ア 以外 の建 築物		住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メー	81,000円			

基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	非住宅部分	トル以上のもの		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	

			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
イ ア 以外の建 築物	住宅 部分 の建 築物	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるベッキものとし、国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
標準入力法等(実際の設計仕様の条を基に算定した一次エネルギー消費量及び	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項にお	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メー	523,700円

				いて同じ。)による場合	トル以上5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)					変更認定申請のとき
		(1) 申請	ア	一戸建て住宅		3,700円	
		に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に	イ	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
			以外		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
			の建築物		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
					当該部分の床面積の合計	57,000円	

掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	非住宅部分	計が5,000平方メートル以上のもの		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
		(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの			15,000円
誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		24,200円	

			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
イ ア 以外の建 築物	住宅 部分 の建 築物	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
	非住宅部分		モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円



	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平	453,000円

				方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第3の5の項中「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「仕様基準による場合」を「仕様基準又は誘導仕様基準による場合」に改め、同表備考11から備考13までを削り、同表備考14中「向上計画認定申請手数料等」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、「一の建築物の」を削り、同表備考14を同表備考11とし、同表備考15中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。）」又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同表備考15を同表備考12とし、同表備考16を削り、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審	認定申請のとき

号) 第54条 第1項の規定 に基づく低炭 素建築物新築 等計画の認定 の申請に対す る審査	査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項 に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降 機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表12 5の2の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)				
	1) 申請 に併せ て区長 が指定 する者 (以下 「適合 性確認 機関」 とい う。)が作成 した都 市の低 炭素化 の促進 に関する法律 第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ることを示す 書類が 提出さ れた場 合	ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供す る部分を有しないものに限る。以下同じ。)		4,700円	
		イ 共同 住宅等 (共同 住宅、 長屋そ の他一 戸建て 住宅以 外の住 宅をい う。以 下同 じ。)	(7) 住戸 の部分 (人の 居住の 用途に 供する 部分に 限る。 以下同 じ。)	建築物の総戸数が1戸の もの	4,700円
				建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	9,400円
				建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	16,000円
				建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	27,000円
				建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	45,000円
				建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	82,000円
				建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のもの	131,000円
				建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のもの	170,000円
建築物の総戸数が301 戸以上のもの	185,000円				
(1) 共用 部分 (住宅 の用途 に供す る共用 廊下、 共用階 段その 他共用 部分を	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの		9,300円		
	当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超 え1,000平方メートル 以内のもの		16,000円		
	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの		26,000円		

			いう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外)の部分(いう。以下同じ。)				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
ウ	ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
			(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅
		誘導仕様基準以外による場合		35,000円
イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円

による 場合	建築物の総戸数が 2戸以上5戸以下 のもの	39,000円
	建築物の総戸数が 6戸以上10戸以下 のもの	56,000円
	建築物の総戸数が 11戸以上25戸 以下のもの	80,000円
	建築物の総戸数が 26戸以上50戸 以下のもの	120,000円
	建築物の総戸数が 51戸以上100 戸以下のもの	182,000円
	建築物の総戸数が 101戸以上20 0戸以下のもの	261,000円
	建築物の総戸数が 201戸以上30 0戸以下のもの	340,000円
	建築物の総戸数が 301戸以上のも の	390,000円
	誘導仕 様基準	建築物の総戸数が 1戸のもの
以外に よる場 合	建築物の総戸数が 2戸以上5戸以下 のもの	69,000円
	建築物の総戸数が 6戸以上10戸以下 のもの	97,000円
	建築物の総戸数が 11戸以上25戸 以下のもの	137,000円
	建築物の総戸数が 26戸以上50戸 以下のもの	197,000円

	建築物の総戸数が 51戸以上100 戸以下のもの	283,000円
	建築物の総戸数が 101戸以上20 0戸以下のもの	385,000円
	建築物の総戸数が 201戸以上30 0戸以下のもの	508,000円
	建築物の総戸数が 301戸以上のも の	600,000円
(イ) 共用 部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	109,000円
	当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超 え1,000平方メートル 以内のもの	138,000円
	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	180,000円
	当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	280,000円
	当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの	359,000円
	当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000平方 メートル以内のもの	429,000円
	当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	500,000円

	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
		ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円		
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円		



			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円	
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			変更認定申請のとき
	(1) 申請	ア 一戸建て住宅		3,300円	
	に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円

第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円
(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円

	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円

				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(2) (1)以外の場 合	ア 一戸 建て住 宅	誘導仕様基準による場合			15,000円
		誘導仕様基準以外による場合			18,000円
	イ 共同 住宅等	(7) 住戸 の部分	誘導仕 様基準 による 場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円
建築物の総戸数が278,000円	278,000円				

	301戸以上のもの	
誘導仕様基準	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
以外による場合	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
(1) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー	96,000円

	トル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方	427,000円

		メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
ウ ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表第2の84の8の項の規定は、都市の低炭素化の促進

に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第６８号）附則第２項及び第４項の規定によりなお従前の例によることとされる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。

- 3 改正前の別表第３の４の項の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第６７号）附則第２項及び第４項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。